

No. 1025 (2018.11.22)

## 子供に対する性犯罪の現状と課題

はじめに

### I 法令の規定

- 1 既存の犯罪類型
- 2 監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪の新設

### II 被害状況

- 1 刑法犯の被害認知件数の推移
- 2 福祉犯の検挙件数の推移

### III 課題

- 1 監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪における「現に監護する者」の範囲
- 2 公訴時効の撤廃又は停止
- 3 性交同意年齢の引上げ

おわりに

キーワード：性犯罪、刑法改正、監護者わいせつ罪、監護者性交等罪、公訴時効、性交同意年齢

- 平成 29 年の刑法改正により、刑法制定以来 110 年ぶりに性犯罪に関する規定が大きく改正された。この改正では、18 歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じてわいせつな行為等をした者を処罰する監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪も新設された。
- 平成 29 年の刑法改正には、残された多くの課題も指摘されているが、このうちの、子供に対する性犯罪規定の見直しについては、主に、監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪における「現に監護する者」の範囲、公訴時効、性交同意年齢の 3 つの指摘がなされている。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

行政法務課 たくみ まい 内匠 舞

第 1025 号

## はじめに

平成 29 年の刑法改正<sup>1</sup>により、刑法（明治 40 年法律第 45 号）の制定以来 110 年ぶりに性犯罪に関する規定が大きく改正された。この改正については、犯罪被害者団体などから、性暴力撲滅へ向けた大きな一歩であると評価される一方、残された課題も指摘されている<sup>2</sup>。本稿では、こうした性犯罪に関する課題のうち、特にその被害の大きさや犯罪事実の立証の困難さなどから多くの問題が指摘される子供<sup>3</sup>に対する性犯罪を取り上げ、その現状と課題を概観する。

## I 法令の規定

本章では、子供に対する性犯罪を処罰する法令の規定を概観する。

子供に対する性犯罪は、これまで主に、刑法の強制わいせつ罪及び強制性交等罪（旧強姦罪）<sup>4</sup>や、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」（平成 11 年法律第 52 号。以下「児童買春・児童ポルノ規制法」という。）、都道府県条例の諸規定によって処罰されてきた。これらに加えて、平成 29 年の刑法改正により、刑法に、監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪が新設された。

### 1 既存の犯罪類型

#### (1) 強制わいせつ罪及び強制性交等罪

刑法第 176 条及び第 177 条は、前段において、13 歳以上の者<sup>5</sup>に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為又は性交等<sup>6</sup>をした場合には、強制わいせつ罪又は強制性交等罪が成立する旨を規定している。一方、後段では、13 歳未満の者に対しては、暴行又は脅迫がなくても、強制わいせつ罪又は強制性交等罪が成立する旨を規定している。法定刑は、強制わいせつ罪が 6 月以上 10 年以下の懲役、強制性交等罪が 5 年以上の有期懲役<sup>7</sup>である。

#### (2) 児童福祉法

児童福祉法第 34 条第 1 項第 6 号は、18 歳未満の児童に「淫（いん）行をさせる行為」を禁止している（以下「児童淫行罪」という。）。同号の「淫行」とは、「児童の心身の健全な育

---

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、平成 30 年 11 月 12 日である。

<sup>1</sup> 「刑法の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 72 号）

<sup>2</sup> 「性暴力撲滅へ「大きな一歩」 被害者、法改正喜ぶ」『朝日新聞』2017.6.17.

<sup>3</sup> 本稿で取り上げる法律や条例の中には、「児童」や「青少年」といった用語を用いているものがあり、また、法律等によって対象とする者の年齢も異なるため、本稿では、「子供」という用語については、特に定義を置かず、一般的な意味として用いる。

<sup>4</sup> 平成 29 年の刑法改正以前は、「強姦罪」の名称であったが、同改正により名称が「強制性交等罪」に改められた。

<sup>5</sup> 平成 29 年の刑法改正以前は、強制性交等罪（旧強姦罪）の客体は女子に限られていたが、同改正により性別は問われないこととされた。

<sup>6</sup> 平成 29 年の刑法改正以前は、強制性交等罪（旧強姦罪）の対象となる行為は、姦淫行為（性交）に限られていたが、同改正により「性交、肛（こう）門性交又は口腔（くう）性交」が「性交等」として同罪の対象とされた。

<sup>7</sup> 平成 29 年の刑法改正以前は、強制性交等罪（旧強姦罪）の法定刑は 3 年以上の有期懲役とされていたが、同改正により法定刑が引き上げられた。

成を阻害するおそれがあると認められる性交又はこれに準ずる性交類似行為<sup>8</sup>をいい、「させる行為」とは、「直接たると間接たるとを問わず児童に対して事実上の影響力を及ぼして児童が淫行をなすことを助長し促進する行為」<sup>9</sup>をいう。「させる行為」には、売春のように、行為者が第三者を相手方として児童に淫行をさせる行為だけでなく、児童に行為者自身と淫行をさせる行為（行為者が相手方となる行為）も含まれる<sup>10</sup>。行為者が相手方となる行為について、判例は、基本的に、行為者と児童の関係が、親子関係や雇用関係、教師と生徒の関係などのように、行為者が被害児童の心身の健全な発展に重要な役割を果たす地位にある場合に同罪の成立を認めている<sup>11</sup>。法定刑は、10年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこれらの併科である（同法第60条第1項）。

### (3) 児童買春・児童ポルノ規制法

児童買春・児童ポルノ規制法は、18歳未満の児童に対する経済的対償を伴う性的行為を「児童買春」として処罰するとともに、18歳未満の児童を相手方とする性的行為に係る児童の姿態や、全半裸の児童の姿態であって、殊更に児童の性器などが露出され、かつ、性欲を興奮させるようなものなどを描写した写真、電磁的記録に係る記録媒体等を「児童ポルノ」として、これらの所持や提供等の行為を処罰するものである。法定刑は、児童買春をした者については、5年以下の懲役又は300万円以下の罰金（同法第4条）、自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを所持した者については、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金（同法第7条第1項）、児童ポルノを提供、製造等した者については、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金（同法第7条第2～5項）、児童ポルノを公然陳列等した者については、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又はこれらの併科（同法第7条第6～8項）などが規定されている。

### (4) 都道府県条例

各都道府県のいわゆる青少年保護育成条例では、18歳未満の青少年との「淫行」や「わいせつな行為」が禁止されている（以下「淫行罪」という。）<sup>12</sup>。条例が、禁止される行為を単に「淫行」と規定している場合であっても、18歳未満の青少年に対するあらゆる性的行為が処罰されるわけではなく、判例では、「青少年を誘惑し、威迫し、欺罔し又は困惑させる等その心身の未成熟に乗じた不当な手段により行う性交又は性交類似行為のほか、青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとしか認められないような性交又は性交類似行為」<sup>13</sup>が処罰の対象となるとしている。法定刑は、多くの都道府県で、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金とされている。

<sup>8</sup> 最高裁判所第一小法廷平成28年6月21日決定 刑集70巻5号369頁

<sup>9</sup> 同上；最高裁判所第二小法廷昭和40年4月30日決定 集刑155号595頁

<sup>10</sup> 平成3年刊行の厚生省（当時）の児童福祉法に関する解説書では、行為者が児童を直接の相手方として性交した場合には、児童淫行罪は成立しないと解されるとの説明がなされていたが（厚生省児童家庭局編『児童福祉法・母子及び寡婦福祉法・母子保健法・精神薄弱者福祉法の解説 改訂』時事通信社、1991、p.235.）、その後の判例（最高裁判所第三小法廷平成10年11月2日決定 刑集52巻8号505頁；前掲注(8)）において、行為者が相手方となる行為についても同罪の成立が認められた。

<sup>11</sup> 深町晋也「児童に対する性犯罪について」深町晋也・渡邊卓也『性犯罪規制の現代的課題—札幌学院大学総合研究所講演会—』（札幌学院大学総合研究所 booklet no.10）札幌学院大学総合研究所、2018、p.12.

<sup>12</sup> 例えば、東京都では、「東京都青少年の健全な育成に関する条例」（昭和39年東京都条例第181号）第18条の6において、「何人も、青少年とみだらな性交又は性交類似行為を行ってはならない。」と規定されている。

<sup>13</sup> 最高裁判所大法廷昭和60年10月23日判決 刑集39巻6号413頁

## 2 監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪の新設

平成 29 年の刑法改正により、刑法第 179 条において、新たに、18 歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じてわいせつな行為又は性交等をした者が処罰の対象とされた（監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪の新設）。これまで、親子等の監護者及び被監護者間で行われた性的行為については、監護者の庇護から離れることの難しい被監護者が否応なく応じざるを得なかったというケースや、性的虐待の常態化により被害認識の機会が失われていたというケースがあり、強制わいせつ罪又は強制性交等罪の成立に必要とされる暴行又は脅迫が認められず、刑法上の性犯罪としては訴追することが困難な場合があった。こうした事案については、より法定刑の軽い児童福祉法の児童淫行罪などによって処罰されていたが、事案によっては、強制わいせつ罪や強制性交等罪に当たる行為と同様に被害者の性的自由ないし性的自己決定権を侵害し、同等の悪質性、当罰性があるものが存在すると考えられた<sup>14</sup>。

こうしたことから、刑法に、監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪が新設された。同罪には、暴行又は脅迫といった手段の利用に関する規定はなく、被害者の同意の有無も問題とはならない。行為者となる「現に監護する者」とは、18 歳未満の者を現に監督し、保護している者をいい、法律上の監護権の有無は問われない。ただし、「現に監護する者」に当たるといえるためには、現に 18 歳未満の者の生活全般にわたって、衣食住などの経済的な観点や、生活上の指導監督などの精神的な観点から、依存・被依存ないし保護・被保護の関係が認められ、かつ、その関係に継続性が認められることが必要であるとされている。また、「現に監護する者であることによる影響力があることに乗じて」とは、現に監護する者であることによる影響力が一般的に存在し、当該行為時においてもその影響力を及ぼしている状態で性的行為をすることをいうが、影響力を利用するための具体的な行為は必要ではなく、一般的には、「現に監護する者」であることが立証されれば、「現に監護する者であることによる影響力があることに乗じて」いたことが認定できるとされている。法定刑は、強制わいせつ罪又は強制性交等罪と同等である<sup>15</sup>。

## II 被害状況

本章では、子供に対する性犯罪の被害状況を概観する。なお、本章で紹介する統計データは、警察庁が公表した資料に基づくものであるが、犯罪被害の中には、警察等の公的機関に認知された犯罪件数のほかに、被害者が届出をしないことによって事案が顕在化しない部分（暗数）があるとされており、性犯罪被害については、特に暗数が多いことが指摘されている<sup>16</sup>点に注意が必要である。

<sup>14</sup> 経緯については、前澤貴子「性犯罪規定に係る刑法改正法案の概要」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.962, 2017.5.22, pp.6-8. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_10350891\\_po\\_0962.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10350891_po_0962.pdf?contentNo=1)> を参照。

<sup>15</sup> 詳しくは、今井将人「法令解説 性犯罪に対処するための刑法の一部改正 強姦罪を強制性交等罪に。あわせて監護者わいせつ罪、監護者性交等罪の新設、性犯罪を非親告罪化等 刑法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 72 号）平 29.6.23 公布 平 29.7.13 施行」『時の法令』no.2036, 2017.10.30, pp.12-18 を参照。

<sup>16</sup> 日本弁護士連合会両性の平等に関する委員会編『性暴力被害の実態と刑事裁判』信山社, 2015, pp.3-7.

## 1 刑法犯の被害認知件数の推移

表1は、平成20年以降の20歳未満の者が被害者となった強制わいせつ罪及び強制性交等罪の被害認知件数の推移をまとめたものである。被害認知件数全体に占める20歳未満の者の割合は、各年ともおおむね強制わいせつ罪が約5割、強制性交等罪が約4割となっている。

表1 強制わいせつ罪及び強制性交等罪 被害者の年齢別 認知件数の推移

年次(平成)	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	
強制わいせつ	全年齢	7,137	6,723	7,068	6,929	7,321	7,654	7,400	6,755	6,188	5,809
	0～12歳	944	944	1,070	1,027	1,066	1,116	1,095	881	893	953
	13～19歳	2,764	2,590	2,712	2,600	2,751	2,834	2,625	2,315	1,995	1,838
	20歳未満の割合(%)	52.0	52.6	53.5	52.3	52.1	51.6	50.3	47.3	46.7	48.0
年次(平成)	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	
強制性交等	全年齢	1,590	1,415	1,293	1,193	1,266	1,409	1,250	1,167	989	1,109
	0～12歳	71	53	55	65	76	69	77	64	69	91
	13～19歳	626	555	494	466	498	487	429	368	288	351
	20歳未満の割合(%)	43.8	43.0	42.5	44.5	45.3	39.5	40.5	37.0	36.1	39.9

(注) 強制性交等には、平成29年の刑法改正前の強姦を含む。

(出典) 警察庁『平成20年の犯罪 訂正版』2017, pp.324-325; 同『平成21年の犯罪 訂正版』2017, pp.324-325; 同『平成22年の犯罪 訂正版』2017, pp.324-325; 同『平成23年の犯罪 訂正版』2017, pp.326-327; 同『平成24年の犯罪 訂正版』2017, pp.326-327; 同『平成25年の犯罪』2016, pp.330-331; 同『平成26年の犯罪』2016, pp.332-333; 同『平成27年の犯罪』2016, pp.332-333; 同『平成28年の犯罪』2017, pp.332-333; 同『平成29年の犯罪』2018, pp.332-333を基に筆者作成。

## 2 福祉犯の検挙件数の推移

表2は、平成20年以降の児童福祉法、児童買春・児童ポルノ規制法及び都道府県条例違反の検挙件数の推移をまとめたものである。児童買春・児童ポルノ規制法の児童ポルノ違反の検挙件数が年々増加傾向にあることが特徴的である。

表2 児童福祉法、児童買春・児童ポルノ規制法、都道府県条例違反の検挙件数の推移

年次(平成)	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	
児童福祉法(児童淫行罪)	404	359	319	346	306	317	307	302	257	234	
児童買春・児童ポルノ規制法(児童買春)	1,056	1,095	954	842	695	709	661	728	809	956	
(児童ポルノ) 児童買春・児童ポルノ規制法	総数	676	935	1,342	1,455	1,596	1,644	1,828	1,938	2,097	2,413
	製造事件	387	470	682	676	645	797	909	1,063	1,262	1,414
	提供・公然陳列事件	185	382	604	676	834	796	887	825	761	798
	所持等事件	104	83	56	103	117	51	32	50	74	201
都道府県条例(淫行罪)	1,716	1,644	1,534	1,351	1,222	1,344	1,312	1,266	1,305	1,390	

(出典) 警察庁生活安全局少年課「平成29年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況 訂正版」2018.3, pp.18-19. <[https://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/hikou\\_gyakutai\\_sakusyu/H29-revise.pdf](https://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/hikou_gyakutai_sakusyu/H29-revise.pdf)>を基に筆者作成。

### Ⅲ 課題

本章では、子供に対する性犯罪について、課題として指摘される事項を紹介する。

平成 29 年の刑法改正では、「刑法の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 72 号）附則第 9 条において、政府は、同法の施行後 3 年を目途として、性犯罪被害の実情や改正後の規定の運用状況等を勘案し、性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする旨の規定が置かれた。このいわゆる検討規定に関連し、子供に対する性犯罪に関する規定の中で、見直しの必要性が指摘されているものとしては、主に、①監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪における「現に監護する者」の範囲、②公訴時効、③性交同意年齢の 3 つがある。

#### 1 監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪における「現に監護する者」の範囲

##### (1) これまでの議論

平成 29 年の刑法改正によって新設された監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪の行為主体である「現に監護する者」とは、典型的には、同居して子の寝食の世話をし、指導・監督をしている親が想定されているが、親以外であっても、例えば、親の再婚相手であるが子とは養子縁組をしていない者や、事実上、子を引き取って親代わりとして養育している親族などもこれに該当し得る。他方、教師やスポーツ指導者などは、一般的には、18 歳未満の者の生活全般にわたって、依存・被依存ないし保護・被保護の関係が認められるとはいえないことから、通常は、「現に監護する者」には該当しないと考えられている<sup>17</sup>。

法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会（以下「性犯罪関係部会」という。）や国会の議論では、監護者には該当しないとされる教師やスポーツ指導者、雇用主等も被害者に対して強い影響力を持ち、実際に加害実態も存在することから、両罪の処罰範囲を監護者に限定するのではなく、これらの者も行為主体に含めるべきではないかとの指摘がなされた<sup>18</sup>。しかし、法務省の説明では、教師やスポーツ指導者などは、18 歳未満の者が生活全般にわたって精神的、経済的に依存しているとはいえず、18 歳未満の者に対する影響力も親などの監護者の場合とは異なるものであり、その関係性を利用した性的行為が典型的に 18 歳未満の者の自由な意思決定に基づくものでないと断ずることまではできず、これらの者を行為主体に含めるとすれば、被害者の同意の有無を問わない構成要件とすることが相当ではなくなり、両罪を創設する趣旨にも結果的に合致しなくなる<sup>19</sup>として、結局、行為主体を「現に監護する者」とすることに変更はなされなかった。

<sup>17</sup> 今井 前掲注(15), pp.14-15.

<sup>18</sup> 「法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会第 3 回会議議事録」2015.12.16, pp.12-13. 法務省 HP <<http://www.moj.go.jp/content/001173701.pdf>>; 第 193 回国会衆議院法務委員会議録第 21 号 平成 29 年 6 月 7 日 p.10.

<sup>19</sup> 「法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会第 3 回会議議事録」同上, p.2; 第 193 回国会衆議院法務委員会議録第 21 号 同上

## (2) 課題

### (i) 処罰範囲の拡大

監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪の創設後には、両罪の処罰範囲が狭いと指摘が相次ぎ、改めて、地位・関係性を利用した性的行為に関する規定の検討が必要であるとする意見が多く出された<sup>20</sup>。両罪創設後の意見の中には、両罪の行為主体を監護者から拡大することは困難だとしても、諸外国のように、親子間で行われた性的行為と、教師と生徒などの関係において行われた性的行為とを分けて規定するなど、地位・関係性に依じて犯罪を類型化することも考えられるのではないかと、というものがある<sup>21</sup>。現状でも、教師と生徒などの関係において行われた性的行為は、児童福祉法の児童淫行罪などにより処罰される場合があるが、規定の見直しを求める立場からは、「刑法は国家の意思表示そのもの」であり、「子どもの人格を破壊する性暴力は絶対に許さないというメッセージが刑法に必要な」との主張がなされている<sup>22</sup>。

### (ii) 行為主体の明確化

処罰範囲の拡大の必要性が主張される一方で、家族間やそれに類する関係がある場合については、両罪の適用範囲の限界が曖昧であるとの指摘もなされている<sup>23</sup>。法務省は、「現に監護する者」に該当するか否かは、個別の事案における具体的な事実関係によって判断するとしており、例えば、児童養護施設の職員や大家族で子育てに関わる親以外の親族なども、事案によっては、「現に監護する者」に該当する場合があります<sup>24</sup>。しかし、刑事法研究者などからは、両罪は、一般的に、「現に監護する者」であることが立証されれば、「現に監護する者であることによる影響力があることに乗じて」いたことが認定できるとされていることから、その成否にとって、「現に監護する者」に該当するか否かの判断は重要であり、また、両罪が被害者の同意の有無を問わない構成要件とされていることにも鑑みると、「現に監護する者」に該当するか否かの要件は、限定されているべきであるとの主張がなされている<sup>25</sup>。

## (3) 諸外国の制度

処罰範囲の拡大を求める立場が主張するように、地位・関係性に依じて犯罪を類型化している国としては、例えば、イギリス<sup>26</sup>がある。イギリスでは、2003年性犯罪法（Sexual Offences

<sup>20</sup> 「(社説)性犯罪厳罰化 重い課題がなお残る」『朝日新聞』2017.6.30; 「性虐待は刑法犯、厳しい罰則 「監護者」の定義に課題なお 法改正、抑止力に期待の半面」『西日本新聞』2017.8.29; 角田由紀子「性犯罪法の改正—改正の意義と課題—」『論究ジュリスト』no.23, 2017.秋, p.126; 戒能民江「性犯罪厳罰化 110年ぶりに大幅改正 刑法性犯罪規定改正が問いかけるもの」『性の健康』vol.16 no.3, 2017.10, pp.6-7; 齋藤梓「被害者支援の現場から見た性犯罪にかかわる刑法改正の意義」『刑事法ジャーナル』no.55, 2018, p.21; 「消えない傷 性的虐待に遭って 第3章/2 改正刑法でも「救われない」」『毎日新聞』2018.2.22; 打越さく良「110年ぶりの刑法性犯罪規定の改正と残された課題」『助産雑誌』vol.72 no.5, 2018.5, p.362.

<sup>21</sup> 角田 同上; 打越 同上

<sup>22</sup> 『毎日新聞』前掲注(20) (早稲田大学などで非常勤講師を務める谷田川知恵氏の意見。)

<sup>23</sup> 深町晋也「児童に対する性犯罪について」山口厚ほか編『西田典之先生献呈論文集』有斐閣, 2017, p.339; 樋口亮介「性犯罪規定の改正」『法律時報』vol.89 no.11, 2017.10, p.114; 三島聡「性犯罪に関する2017年刑法改正 強制性交等罪と監護者わいせつ・性交等罪をめぐって」『刑事弁護』no.94, 2018.夏季, p.65; 品田智史「監護者性交等罪等の検討」『刑事法ジャーナル』no.55, 2018, p.14.

<sup>24</sup> 第193回国会衆議院法務委員会議録第21号 前掲注(18), p.38; 「法制審議会刑事法(性犯罪関係)部会第5回会議議事録」2016.3.25, pp.8-14. 法務省 HP <<http://www.moj.go.jp/content/001183730.pdf>>

<sup>25</sup> 三島 前掲注(23), p.64; 品田 前掲注(23)

<sup>26</sup> 本稿では、イングランド及びウェールズをいう。

Act 2003) において、一定の親族関係<sup>27)</sup>にある 18 歳未満の者と性的行為を行うことは、正式起訴の場合、14 年以下の拘禁刑等 (第 25 条) が、教師などのように信頼される立場にある者<sup>28)</sup>がその立場を悪用して 18 歳未満の者と性的行為を行うことは、正式起訴の場合、5 年以下の拘禁刑等 (第 16 条) が規定されている。その他、同法には、ケアワーカーが精神障害者と性的行為を行うことに関する規定 (第 38 条) や、親族関係にある成人との性交に関する規定 (第 64 条及び第 65 条) 等もある。

## 2 公訴時効の撤廃又は停止

### (1) これまでの議論

子供に対する性犯罪に関しては、公訴時効の問題が指摘される。公訴時効とは、犯罪行為が終わった後、一定期間を過ぎると公訴の提起ができなくなる制度であり、時効期間の長さは、法定刑の重さにより異なる (刑事訴訟法 (昭和 23 年法律第 131 号) 第 250 条)。性犯罪規定の場合、例えば、強制的性交等罪及び監護者性交等罪の公訴時効は 10 年、強制わいせつ罪及び監護者わいせつ罪の公訴時効は 7 年とされている。公訴時効の問題については、平成 26 年 10 月から平成 27 年 8 月にかけて法務省が開催した「性犯罪の罰則に関する検討会」において、被害者が年少者である性犯罪の場合には、被害者は被害を認識しているが、親が加害者であるなどの支配関係等から被害申告ができない事案や、被害者が低年齢であるために被害そのものを認識できず、被害申告ができない事案があるとして、その撤廃又は停止の必要性が議論された。同検討会では、被害者本人が被害を認識でき、かつ、それに対してどう対応するのかということ自分で決めて行動できるよう、少なくとも成年になるまで公訴時効の進行を停止すべきとの意見も出された。しかし、複数の委員から、公訴時効の撤廃等は、時間の経過による証拠の散逸が問題となることや、長期間経過後に被害申告がなされる性犯罪事件では、唯一の証拠が被害者の供述のみということが多く、子供の記憶は変容のおそれ大きいことを考慮すると、ほとんどの事案では、犯罪事実の立証が困難なため起訴できないのではないかといったことが指摘され、改正には消極的な意見が大勢を占めた<sup>29)</sup>。その後の法制審議会へ向けた諮問には、公訴時効の撤廃等に関する事項は盛り込まれず、平成 29 年の刑法改正では、公訴時効に関する規定の改正はなされなかった<sup>30)</sup>。

### (2) 課題

平成 29 年の刑法改正では、それまで、「(被害者等の) 告訴がなければ公訴を提起することができない」とされていた性犯罪の親告罪規定が削除され、性犯罪が非親告罪とされた。これにより、被害を申告できない年少の被害者との関係でも、捜査機関限りの判断に基づく早期の介入が可能となり、被害者が成年になるまで公訴時効を停止する必要性は低くなったとも考え

<sup>27)</sup> 親子関係だけでなく、加害者が祖父母、兄弟姉妹、異父母兄弟姉妹、叔父、叔母である場合なども含まれ、その他、幅広い関係性が規定されている (2003 年性犯罪法第 27 条)。

<sup>28)</sup> 裁判所命令又は法律に基づく収容施設、教育機関、病院などにおいて 18 歳未満の者の世話をしている者が該当する (2003 年性犯罪法第 21 条)。

<sup>29)</sup> 性犯罪の罰則に関する検討会「「性犯罪の罰則に関する検討会」取りまとめ報告書」2015.8.6, pp.7-9. 法務省 HP <<http://www.moj.go.jp/content/001154850.pdf>>

<sup>30)</sup> ただし、平成 29 年の刑法改正における国会審議では、公訴時効の問題が指摘されている (第 193 回国会衆議院法務委員会議録第 21 号 前掲注(18), pp.20-22.)。

られる。しかし、平成 29 年の刑法改正後においても、引き続き公訴時効の撤廃等について検討を求める意見は出されている<sup>31</sup>。

改正後の意見としては、性犯罪の非親告罪化等により年少者の性犯罪被害を早期に把握できたとしても、被害者からその訴追及び処罰に必要な不可欠な協力を得られるようになるまでには時間を要する場合もあり、改正後の運用の実情によっては公訴時効制度の在り方が改めて検討課題となるとの指摘<sup>32</sup>や、少なくとも性的虐待を処罰する監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪に関しては、公訴時効を撤廃すべき等の指摘<sup>33</sup>がある。また、公訴時効の撤廃等を求める意見の中には、「短い公訴時効が放置されていることは、子どもに対する性的侵害はお咎めなしというメッセージを蔓延させる」と批判し、「加害者は長きにわたって刑事責任を追及される可能性があることを明示しておくことの意義は大きい」と主張するもの<sup>34</sup>や、公訴時効の撤廃等を被害者の保護・支援という側面から捉え、「もし仮に証拠が不十分ということで起訴しなく（できなく）ても、被害者を支援機関につなぐなどして、被害の回復を支援することは可能である」と主張するもの<sup>35</sup>もある。

### (3) 諸外国の制度

性犯罪の公訴時効に関して特別の規定がある国として、例えば、フランスでは、未成年者に対する性犯罪の公訴時効は、通常の公訴時効より長く設定されており、かつ、当該未成年者が成人に達したときから進行を開始する<sup>36</sup>。ドイツでは、性犯罪の公訴時効は、被害者が満 30 歳になるまで進行を停止する<sup>37</sup>。韓国では、未成年者に対する性犯罪の公訴時効は、当該未成年者が成人に達したときから進行を開始する。また、DNA 証拠等その罪を証明できる科学的な証拠があるときは、性犯罪の公訴時効は 10 年延長される。さらに、13 歳未満の者に対する性犯罪については、公訴時効は適用されない<sup>38</sup>。なお、イギリスには、性犯罪について公訴時効はない。

## 3 性交同意年齢の引上げ

### (1) これまでの議論

刑法第 176 条後段及び第 177 条後段により、13 歳未満の者に対する性的行為は、手段としての暴行又は脅迫がなくとも、また、たとえ被害者が同意していたとしても、強制わいせつ罪又は強制性交等罪が成立する。これは、13 歳未満の者は、性的行為の意味を十分に理解すること

<sup>31</sup> 「性被害支援 道半ば 親告罪の規定撤廃 前進 幼少時被害 時効が課題 改正刑法 識者に聞く」『沖縄タイムス』2017.7.14; 杉田聡「性犯罪被害者と刑事司法」指宿信編『犯罪被害者と刑事司法』（シリーズ刑事司法を考える第 4 巻）岩波書店, 2017, pp.167-168; 角田 前掲注(20), p.127; 柴田守「顕在化する被害を報じる意義—刑事政策・被害者学から見る刑法改正—」『新聞研究』no.799, 2018.2, p.38; 『毎日新聞』前掲注(20); 池田公博「性犯罪の非親告罪化・公訴時効の撤廃またはその進行の停止」『法律時報』vol.90 no.4, 2018.4, p.76; 齋藤 前掲注(20), p.22.

<sup>32</sup> 池田 同上

<sup>33</sup> 杉田 前掲注(31)

<sup>34</sup> 角田 前掲注(20), p.127.

<sup>35</sup> 柴田 前掲注(31)

<sup>36</sup> 刑事訴訟法 (Code de procédure pénale) 第 7 条第 3 項、第 8 条第 2 項及び第 3 項

<sup>37</sup> 刑法 (Strafgesetzbuch) 第 78b 条第 1 項第 1 号

<sup>38</sup> 「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」(성폭력범죄의처벌등에관한특별법) 第 21 条第 1~3 項; 「児童・青少年の性保護に関する法律」(아동·청소년의성보호에관한법률) 第 20 条第 1~3 項

ができず、法律上有効に同意する能力がないということを理由とする<sup>39</sup>。この13歳といういわゆる性交同意年齢については、たびたびその上げが議論されてきた。

法務省の「性犯罪の罰則に関する検討会」の議論では、現行法の13歳未満という年齢は、諸外国と比べて低いことなどを理由に、年齢を15歳未満や16歳未満に引き上げるべきとの主張がなされた。しかし、上げに反対の立場からは、15歳未満や16歳未満の者は、一律に同意能力がないといえるのか疑問であることや、諸外国では、暴行、脅迫等を用いずになされた子供に対する性的行為を通常の強姦罪等より軽く処罰している国が多く、日本の児童福祉法や都道府県条例のように児童・青少年保護の観点から処罰されているのではないかとも思われるため、日本の法制度と単純に比較できるものではないこと、また、仮に年齢を引き上げた場合には、中学生同士で性交が行われた場合のように、真に有効な同意がある場合も犯罪として扱われるおそれがあることなどが指摘され、結局、賛成・反対いずれかの意見が相対的に多数というまでには至らなかった<sup>40</sup>。その後の性犯罪関係部会では、性交同意年齢についてはほとんど議論が行われず<sup>41</sup>、平成29年の刑法改正では、性交同意年齢に関する規定の改正はなされなかった。

## (2) 課題

「性犯罪の罰則に関する検討会」では、性交同意年齢の上げにより処罰する必要があるとされている事例は、有効な同意がない事例であると考えられ、これは、地位・関係性を利用した性的行為に関する規定（後の監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪）を創設することによって対処できるのではないかとの意見が出され、こうした観点からの議論もなされた<sup>42</sup>。しかし、年齢の上げを求める立場の委員からは、地位・関係性を利用した性的行為に関する規定の対象を同居する親子関係等に限るのであれば、同規定の創設によっては性交同意年齢の問題は全く解決できていないとの指摘があり<sup>43</sup>、実際に新設された監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪は、行為主体を監護者に限定しているため、同罪の創設後も、性交同意年齢の上げを求める意見は出されている<sup>44</sup>。性交同意年齢の上げを求める意見の中には、近年議論となっている日本の学校における性教育<sup>45</sup>に触れ、13歳では、性交・妊娠のメカニズムまで知る子供はほとんどいないと指摘するものや<sup>46</sup>、真の同意がされるには、拒否したときに何が起きるのか、受け入れたときに何が起きるのか、その後どういう事態になるのかなどを知り、判断できる能力が必要であるが、13歳の子供たちがそのような能力を獲得できているとは思えないと指摘する

<sup>39</sup> 大谷實『刑法各論 第5版』成文堂, 2018, p.82.

<sup>40</sup> 性犯罪の罰則に関する検討会 前掲注(29), pp.26-28.

<sup>41</sup> 性犯罪関係部会の第2回会議において、若干議論がなされている（「法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会第2回会議議事録」2015.11.27, pp.24-25. 法務省 HP <<http://www.moj.go.jp/content/001172417.pdf>>）。

<sup>42</sup> 「性犯罪の罰則に関する検討会 第10回会議議事録」2015.5.28, pp.15-17, 21-23. 同上 <<http://www.moj.go.jp/content/001152134.pdf>>

<sup>43</sup> 同上, p.22. (齋藤梓委員発言)

<sup>44</sup> 杉田 前掲注(31), pp.165-166; 『西日本新聞』前掲注(20); 角田 前掲注(20); 戒能 前掲注(20), p.6; 齋藤 前掲注(20), p.22; 『毎日新聞』前掲注(20); 打越 前掲注(20)

<sup>45</sup> 平成30年3月、東京都足立区の中学校が中学3年生の授業において、中学校の学習指導要領には示されていない性行為に伴う妊娠や避妊の方法、人工妊娠中絶が可能な時期などについて教えたところ、都議会において、これが不適切な指導だと指摘され（東京都議会文教委員会速記録第3号 平成30年3月16日 <<https://www.gikai.metro.tokyo.jp/record/educational/2018-03.html>>）、性教育の在り方が議論となった。

<sup>46</sup> 杉田 前掲注(31), p.165.

もの<sup>47</sup>もある<sup>48</sup>。

### (3) 諸外国の制度

諸外国の性交同意年齢は、イギリスでは16歳<sup>49</sup>、フランスでは15歳<sup>50</sup>、ドイツでは14歳<sup>51</sup>、韓国では13歳<sup>52</sup>とされている。

## おわりに

子供に対する性犯罪については、本稿で紹介したもの以外にも様々な課題が指摘されており、例えば、再犯防止対策としての性犯罪者情報の登録及び公開制度<sup>53</sup>の創設、近年被害の増加が報告されているいわゆる「自撮り被害」<sup>54</sup>への対処、繰り返しの事情聴取による2次被害を防ぐため、警察や検察、児童相談所が連携して行ういわゆる「司法面接」<sup>55</sup>の拡充なども求められているところである。

子供に対する性犯罪を含め、広く性犯罪をめぐる問題について、実態に即した対処を行うためには、今後、どのような対応が必要なのか。平成29年の刑法改正を契機に、性犯罪に関する問題に携わる者だけでなく、社会全体で議論が深まることが期待される。

<sup>47</sup> 角田 前掲注(20)

<sup>48</sup> 本橋由紀「性暴力被害当事者との対話から」『世界』no.911, 2018.8, p.85は、妊娠の経過や避妊、人工妊娠中絶について学校で学ばない13歳以上の中学生が、刑法上、性犯罪被害については大人と同じに扱われるという対応は、矛盾していると指摘する。

<sup>49</sup> 2003年性犯罪法第9条。同条は、16歳未満の者に対する性的行為を処罰する規定であり、その成立に被害者の同意の有無は問われないが、法定刑は、強姦罪(同法第1条)や挿入による暴行の罪(同法第2条)と比べると軽く設定されている。ただし、被害者が13歳未満の者の場合には、これとは別の規定が設けられており、強姦罪等と同じか又は重い法定刑が設定されている(同法第5～8条)。

<sup>50</sup> 刑法(Code pénal)第222-22-1条

<sup>51</sup> 刑法第176条。同条は、14歳未満の者に対する性的行為を処罰する規定であり、法定刑は、6月以上10年以下の自由刑等とされている。なお、ドイツでは、暴行、脅迫等を伴わない場合の強姦等の法定刑は、6月以上5年以下の自由刑である(同法第177条第1項)。

<sup>52</sup> 刑法(형법)第305条

<sup>53</sup> なお、警察庁では、平成17年から、13歳未満の子供を対象とした暴力的性犯罪の前歴者については、法務省から一律に情報提供を受け、これらの者による再犯の防止に向けた措置を実施している。詳しくは、松坂規生「子ども対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止を含む子どもを犯罪から守るための対策について」『警察学論集』vol.58 no.9, 2005.9, pp.1-30; 加藤伸宏「子ども対象・暴力的性犯罪出所者の再犯防止措置制度」の見直しについて」『警察学論集』vol.64 no.5, 2011.5, pp.1-21を参照。

<sup>54</sup> 騙されたり、脅かされたりして児童が自分の裸体を撮影させられた上、メール等で送られる形態の被害をいう。警察庁が公表した資料によると、自撮り被害に遭った児童の数は、平成24年以降、毎年増加している(警察庁「平成29年における子供の性被害の状況(統計データ)」<[https://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/no\\_cp/newsrelease/2017\\_statistics\\_data.pdf](https://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/no_cp/newsrelease/2017_statistics_data.pdf)>)。

<sup>55</sup> 3機関を代表した者1名が面接者を務め、原則として1回の面接で子供から被害状況を聴取するというもの。詳しくは、仲真紀子「子どもへの司法面接—その必要性和方法—」『捜査研究』vol.65 no.3, 2016.3, pp.46-53を参照。